

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

藤沢市では、経済的な事情で児童生徒の就学が困難な世帯に学用品費や給食費の一部を援助しています

① 援助を受けられる世帯の目安

対象世帯には、2つの区分があります

- (1) 要保護 : 生活保護を受けている世帯
- (2) 準要保護 : 世帯全員の前年の合計所得額が生活保護需要額(平成25年4月の基準)の1.3倍以下の世帯 ※詳しくは表1をご覧ください

(1)(2)のほか、学校又は家庭での生活状態等から判断し、経済的な援助が必要であると認められる場合は対象

- 例
- ① 失業・休業・死亡等で収入が著しく減少
 - ② 特別な事情(病気・災害) ※住宅ローン等の債務の返済は該当しません
病気・災害のような特段の事情がある場合、就学援助費申請書兼世帯票の「保護者記入欄」にご記入ください
なお、この場合は、必要に応じて離職票等の書類の提出や、学校長等の所見を得て生活状態を把握し、審査をします

② 援助の内容 表2をご参照ください

③ 申請手続

裏面《提出における注意事項》をご確認のうえで別紙 就学援助費申請書兼世帯票(申請書)に必要な事項を記入し、見本から切り離し、在籍する学校へ提出してください。

小・中学校それぞれに兄弟姉妹がいる世帯や、特別支援学級等で別々の学校に兄弟姉妹がいる世帯は、それぞれの学校へ申請書を提出してください
※同じ学校に兄弟姉妹が在籍している場合、申請書は1通の提出でかまいません

④ 提出期限

2023年(令和5年)4月28日(金) 学校必着

※ 学校就業時間内に提出してください

※ 添付書類の提出が必要な方で、添付書類が申請書提出期限に間に合わない場合は、申請書のみ先に期限内に学校へご提出いただき、添付書類は、**2023年(令和5年)6月15日(木)まで**に追ってご提出ください

※ 提出期限を過ぎての申請は中途申請となります。中途申請は**2024年1月末日**まで可能です。中途申請の場合は、4月申請・認定の世帯とは支給される費目・金額が異なります。認定月以降分を月割額で支給します

⑤ 援助の決定

結果は、教育委員会で各世帯の家族の状況や所得などを総合的に審査し、郵送にて7月中旬頃、各ご家庭に通知します

⑥ 支給方法と支給時期

- ・ 支給方法は原則として保護者口座への振込みです
- ・ 支給時期は9月末・1月末・3月末の予定です。支給時期は郵送にて保護者に通知します(めがね購入費を除く)
- ・ 就学援助制度は原則としてまず保護者が学校へ学用品費等の支払をし、それに対して後から援助をするものになります

⑦ その他

- ・ 就学援助は、毎年度申請が必要な制度です
- ・ 就学援助の認定(不認定)の審査に際し、世帯構成員の生活保護受給者情報、児童扶養手当受給情報、所得・扶養状況、児童生徒の給食喫食状況等について、藤沢市教育委員会が、個人情報を利用しております。収集した個人情報は、就学援助認定(不認定)審査以外の目的での利用はいたしません

表1(準要保護世帯の目安) 表中の目安となる年間総所得は世帯の年齢構成等により上下しますので、目安としてご利用ください

世帯人員	世帯構成	目安となる年間総所得(円)
2人世帯	20~40歳1人・小学生1人	2,330,000円
3人世帯	20~40歳1人・小学生1人・中学生1人	3,250,000円
3人世帯	20~40歳1人・41~59歳1人・小学生1人	3,030,000円
4人世帯	20~40歳1人・41~59歳1人・中学生1人・高校生1人	3,760,000円
4人世帯	20~40歳2人・小学生1人・中学生1人	3,810,000円
5人世帯	20~40歳1人・41~59歳1人・小学生1人・中学生1人・70歳以上1人	4,140,000円
5人世帯	20~40歳1人・41~59歳1人・小学生1人・中学生1人・未就学児1人	4,060,000円

- ※ 年間総所得は、世帯の中で所得のある方全員の額の合計。年金やパート等の所得も含まれます(所得証明書の「合計所得金額」、源泉徴収票においては「給与所得控除後の金額」)
- ※ 年齢は前年度末時点のものとします(前年度の1月以降の出生者は世帯人員に含まれません)
- ※ 認定可否については、お問い合わせいただいてもお答えできません。ご申請いただき、審査結果をご確認ください

表2(準要保護世帯への令和4年度支給内容) (要保護世帯については☆印のみ支給対象)

支給費目	対象者	年間支給額		支給時期等
		小学校	中学校	
中学校入学準備金	第6学年	60,000円		1月末または3月末 ※ 申請時期による
学用品費・通学用品費	第1学年	11,630円	22,730円	9月末・1月末・3月末の3回に分けて支給
	その他の学年	13,900円	25,000円	
学校給食費	全員	実費	実費	裏面のとおり
☆ 修学旅行費	参加者	ほぼ実費	ほぼ実費	9月末または1月末 ※ 実施時期による
☆ 校外活動費(社会見学費)	参加者	上限1,600円	上限2,310円	3月末
☆ 校外活動費(林間学校費)	参加者	上限3,690円	上限6,210円	1月末または3月末 ※ 実施時期による
☆ 通学費(特学)	特別支援級在籍者	実費	実費	9月末・1月末・3月末の3回に分けて支給
卒業アルバム購入費	卒業学年	実費	実費	3月末
めがね購入費	該当者	上限あり	上限あり	医療機関等へ直接支払い

- ※ 修学旅行費・校外活動費については、年間で1回分のみの支給です
- ※ 支給費目・支給額は、国要綱等の改正により、変更となる可能性があります
- ※ 支給費は表中の費目以外の目的には使用することはできません

＜めがね購入費援助について＞

◎ めがね購入費援助は、学校の視力検査又は日常の学校生活等の中で、専門医による検眼が必要であるとされた場合に、検眼等に必要書類を交付し、その検眼料を援助するものです
また、めがねが必要になった場合に、めがねの購入費を援助するものです(限度額あり)

学校の健康診断で対象と認められた方には7月下旬以降、別途書類を送付します
それ以外(ご自身で受診予定等)の方は認定の通知が届きましたら、お手数ですが学務保健課までお電話ください。7月下旬以降に随時書類を送付します

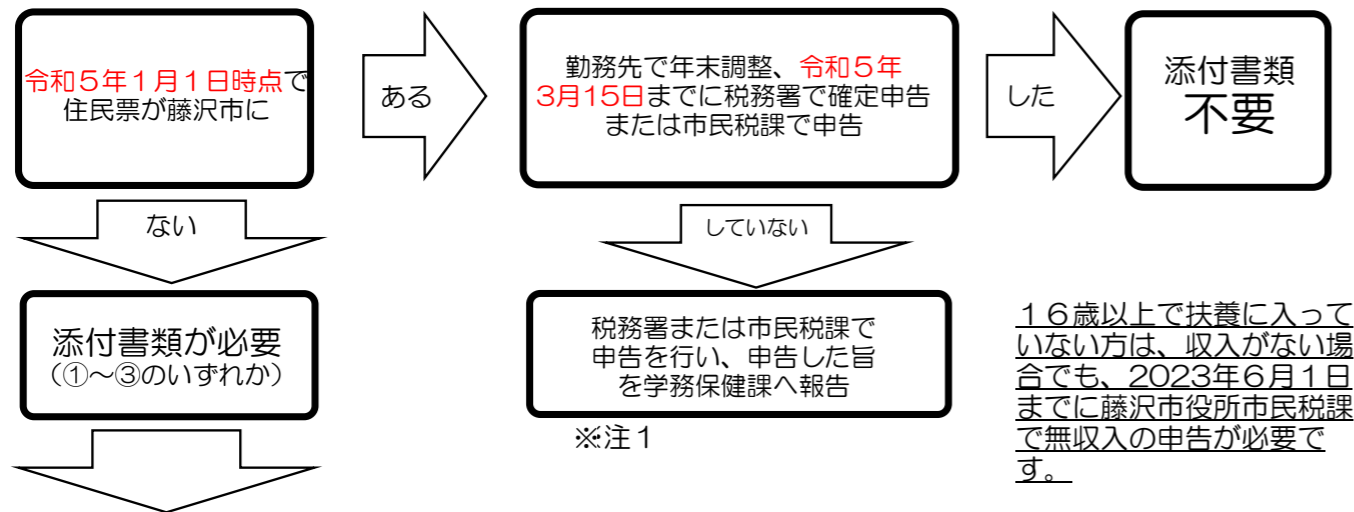
なお、認定通知が届く前にめがねを購入する必要がある場合は、事前に学務保健課へお問い合わせください

裏面《提出における注意事項》をお読みください

《就学援助に関する問い合わせ先》
藤沢市教育委員会学務保健課 学事保健担当
TEL 0466-25-1111 (内線)5212
FAX 0466-50-8424

《提出についての注意事項》

- 1 学務保健課が、世帯全員の（令和4年1月～令和4年12月）の合計所得額を確認できたご家庭について審査します。以下確認いただき、ご対応ください。
申告期限内に正しく申告がされていない場合、所得の確認ができた月からの申請扱いとなりますので、十分ご注意ください。



- ① 源泉徴収票（令和4年分・北可）
② 確定申告書（控）（令和4年分・税務署の収受印または、e-Taxの場合は受付日時/番号のあるものに限る・北可）
③ 所得証明書（令和5年度）※令和4年中の所得額がわかるもの
2023年（令和5年）1月1日時点での住民登録地市区町村で取得できます。また、所得金額の記載のない非課税証明書は所得確認ができないため、受け付けることができません。非課税証明書しか発行されない場合は、2023年（令和5年）1月1日時点での住民登録地市区町村の市民税担当課にて申告の手続きをしていただいた上で所得証明書をお取りください）
※ ご提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください

添付書類が必要な方（該当者のみ）は
2023年（令和5年）6月15日（木）までにご提出ください。
提出期日を過ぎた場合には、提出した月からの中途申請扱いとなります。
年度の途中で申請し、添付書類が必要な方は、申請書と一緒に学校へご提出ください。

※注1

税務署への申告期限（3月15日）を過ぎて所得の申告を行った場合、申告した旨の連絡がないかぎり、学務保健課では所得の確認ができません。税務署への申告期限が過ぎてから所得の申告を行った際には、学務保健課に申告を行った旨の報告並びに所得の確認ができる書類の提出をお願いします。学務保健課が所得の確認をできた月からの途中申請扱いとします。

- 2 申請者欄には必ず保護者の氏名を記入してください。
通知文書（就学援助の審査結果及び就学援助費の支給について）は申請書の「申請者（保護者）」欄にご記入いただいた住所に送付します。不都合な場合は、申請書裏面にその旨を記入してください。
- 3 世帯の状況は、住民票が同一世帯の方全員、住民票が別でも同一生計の方（生活費を共にしている方）全員を記載してください。
住民票が同一世帯の場合は、生計も同一です。
住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は記入してください。（単身赴任、別居の保護者等も含む）
- 4 住宅の種類は、申請書に記入した住所での住居について記入してください。
駐車場代・住宅ローンは家賃ではありません。
- 5 振込先は申請者（保護者）名義の口座を指定してください。
※ 振込先記入の誤りが毎年多数見受けられます。必ず提出をする前に通帳と照らし合わせて、支店名、口座番号などをご確認ください。
※ 金融機関によっては口座番号とお客様番号がありますので、記入にお間違いがないようお願いいたします。
※ ゆうちょ銀行に振込希望の場合は、必ず振込用口座番号を記入してください。ゆうちょ銀行の支店名は漢数字3桁です。
- 6 お子さまを介して申請書を学校に提出する際には、提出し忘れや紛失により学校に申請書が届かないことがないようにご注意ください。学校の職員に渡すことで、申請が完了したとみなされます。
- 7 世帯の状況欄に世帯構成員を書ききれない場合は、お手数ですが、この申請書をコピーしてお使いください。

就学援助制度をご利用の皆様へ

学校給食費について

1 小学校の給食費について

小学校給食費は、就学援助が認定されると、学務保健課から学校給食課へ直接支払われます。（保護者の皆様には支給されません。）
なお、就学援助の審査結果が出るまでは、給食費の納期限を次のとおり変更します。（ただし、就学援助が認定された方で生活保護も受給している場合は生活援護課から給食費が代理納付されます。）

月分	給食費	変更前納期限	変更後納期限
4、5月分	9,000円 (1年生は6,390円)	2023年5月31日（水）	2023年 10月2日（月）
6月分	4,500円	2023年6月30日（金）	
7月分	4,500円	2023年7月31日（月）	

就学援助申請の結果については、7月中旬頃、各ご家庭に通知します。

- ・認定の場合…就学援助の審査結果通知に記載された「認定月」以降の給食費は支払不要となります。
- ・不認定の場合…変更後納期限（10月2日）に4月から7月分の合計をまとめてお支払いいただきます。

2 中学校の給食費について

中学校給食費は、就学援助が認定されると、喫食した分の給食費を以下のとおり、年3回の支給時期に学務保健課から支給します。なお、給食費は前払い制のため、一度保護者にご負担いただき、その後、喫食した分の給食費を支給します。（ただし、就学援助が認定された方で生活保護を受給している場合は生活援護課から給食費が支給されます。）

区分	金額（1食当たり） ※牛乳含む	支給時期
給食	330円	2023年9月末（2023年4～7月分） 2024年1月末（2023年9～12月分） 2024年4月初め（2024年1～3月分）
給食（おかずの大盛）	400円	

※牛乳のみの場合も支給対象です。牛乳の金額は年度ごとに変更する場合がありますので詳細は学校給食課までお問い合わせください。

就学援助申請の結果については、7月中旬頃、各ご家庭に通知します。

- ・認定の場合…就学援助の審査結果通知に記載された「認定月」以降に喫食した分の給食費を上記支給時期に支給します。
- ・不認定の場合…給食費の支給はありません。

《学校給食に関する問い合わせ先》

藤沢市教育委員会 学校給食課 TEL0466-50-8247